

東北医科薬科大学病院受託実習生受入要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東北医科薬科大学病院（以下「病院」という。）における受託実習生の受入れ手続き等に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「受託実習生」とは、国家資格取得を必須とする職種および医療事務職等の医療関係業務従事者の養成を目的とする学校若しくは養成所又は医療関係団体等(以下「養成機関等」という。)の学生、生徒で当該養成機関等の長からの実習委託の申請により、病院における実習受入れを許可された者、もしくは通信機器を用いた遠隔等による実習を許可された者をいう。

(申請)

第3条 受託実習生を委託しようとする養成機関等の長は、実習開始前までに実習委託申請書(様式第1号)により病院長に申請するものとする。

(許可)

第4条 病院長は、前条に規定する申請があった場合は、病院の業務に支障がないと認められる場合に限り、受入れを許可するものとする。

(実習料)

第5条 養成機関等の長は、受託実習生の受託実習料を受入期間終了日の属する月の月末までに納付しなければならない。ただし、受入期間終了日が末日の場合は翌月末までとする。

2 受託実習料の額は、別表1のとおりとする。ただし、実習依頼者の申し入れ実習委託料が別表1の金額を上回る場合は、依頼者の金額とする。

3 既納の受託実習料は、返還しない。ただし、病院長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(規則の遵守)

第6条 受託実習生は、各種法令のほか病院の諸規則を遵守し、実習指導者の指示と指導の下に、誠実に実習を受けるものとする。

2 受託実習生は、個人情報保護に関する法令等を十分に理解し、実習で知り得た個人情報については厳重に管理するとともに、他に漏らしてはならない。実習期間終了後においても同様とする。

(実習の中止)

第7条 病院長は、受託実習生が前条の規則等に違反し、又は受託実習生としてふさわしくない

行為があったと認めた場合には、その者の実習を中止することができる。

2 前項により実習を中止する時は、病院長はこれを養成機関等の長に通知する。

(災害補償)

第 8 条 受託実習生の当院における実習中に発生した事故に係る補償については、病院はその責めを負わない。

(損害賠償等)

第 9 条 受託実習生の養成機関等の長は、受託実習生の故意又は過失により医療過誤等第三者に損害を与えた場合または施設、設備等を損傷させた場合は、法令等の定めるところにより、損害賠償等の責を負うものとする。

(感染対策)

第 10 条 病院における実習の場合、養成機関等の長は、実習開始前に受託実習生の健康状態確認のため健康診断を実施する。また、感染防止のため受託実習生に別表 2 に掲げる項目の各種抗体検査を実施し、適宜別表 3 に掲げるワクチン接種に努めるものとする。

2 前項の各種抗体検査法やワクチン接種基準は、日本環境感染症学会「医療関係者のためのワクチンガイドライン最新版」に準拠する。

3 養成機関等の長は、病院で上記データが必要と認めた場合は、直ちに病院に情報を提供するものとする。

(事務)

第 11 条 受託実習生の受入れに関する事務は、総務グループにおいて処理する。

(補則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、受託実習生に関し必要な事項は養成機関等と協議する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 9 月 1 日)

この要綱は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 12 月 1 日)

この要綱は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 4 月 1 日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 8 月 1 日)

この要綱は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

別表 1

受託実習料（消費税および地方特別消費税込）

対象資格	1人当たりの実習料
国家資格を有する職 医療事務職	1日 1,870円
ナースプラクティショナー	1日 6,820円
その他	その都度病院長が定める額

別表 2

抗体検査項目

名称
B型肝炎
麻疹
風しん
流行性耳下腺炎
水痘
Tスポット検査

別表 3

推奨するワクチン接種項目

名称
B型肝炎ワクチン
麻疹ワクチン
風しんワクチン
流行性耳下腺炎ワクチン
水痘ワクチン
インフルエンザワクチン
破傷風ワクチン
新型コロナワクチン